

仮協定書

一般社団法人日本港運協会港湾荷役事業経営者協議会と港湾荷役事業関係労働組合協議会は、2023年度における「賃金値上げ並びに労働諸条件の改善」について下記の通り協定する。

記

1. 賃金について

- (1) 基準内賃上げについて、個別労使がすでに交渉終了し、合意したことを確認する。これをもって、港荷労使は妥結したものとする。
- (2) 実施日は2023年4月1日とする。
- (3) 一時金について、港間、企業間格差が生じている実態のもとで、一律の年間協定及び年間支給額を基準内月額賃金の6ヶ月分に引き上げることは困難であるが、一時金のあり方等について、引き続き各港・各企業労使で協議する。
なお、2023年度における賃上げのうち基準外年間支給金額分について夏季・冬季一時金に対し別途、等分上乗せ実績支給とする。
- (4) 所定外労働割増の問題については、中央産別協議に沿った形で対応する。
- (5) 定期昇給問題については、専門委員会で協議する。

2. 適正作業料金の収受について

適正な作業料金の収受については、政府の進める「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」等を踏まえ、一般社団法人日本港運協会が各会員元請事業者及び船社団体に発出した2023年3月31日付文書に基づき対応する。

なお、中央産別協議で新たな協定が交わされた場合は、それに沿って対応する。

3. 働き方に関する産別労働協約の完全履行について

中央産別協定と密接な関係にあるので、これに沿って対応する。

4. 雇用・職域の確保・拡大策の確立

雇用・職域の確保・拡大策の確立については、中央産別協定に沿って対応する。
なお、詳細については、引き続き専門委員会で協議する。

5. 定年延長について

定年延長問題については、引き続き専門委員会で協議する。
なお、2020年2月20日付「確認書」第1項について履行する。

6. 退職金の引き上げについて

退職金の改定については、引き続き専門委員会で協議する。

7. 労働安全、衛生の確保と確立について

(1) 強行荷役については、2013年4月3日付協定書の順守について最大限努力する。

なお、労働安全、衛生の確保と確立の問題については、引き続き専門委員会で協議する。

(2) 熱中症対策を含めた天候災害対策については、専門委員会で協議する。

なお、中央産別協議で具体的な内容が確認された場合は、それに沿って協議する。

(3) 新型コロナウイルスなどによる感染症への対応策については、専門委員会で協議する。

なお、中央産別協議で具体的な内容が確認された場合は、それに沿って協議する。

2023年4月18日

一般社団法人 日本港運協会
港湾荷役事業経営者協議会

議長

佐野 優

港湾荷役事業関係労働組合協議会

議長

山内 一

確 認 書

2019年5月9日付「協定書」第5項「定年延長について」での「具体的方法等詳細」について、一般社団法人日本港運協会港湾荷役事業経営者協議会と港湾荷役事業関係労働組合協議会は下記のとおり確認する。

記

1. 2020年4月1日実施の62歳までの定年延長の取り扱いについては、同一労働同一賃金を原則とした各企業労使協議とする。

よって、各企業労使は真摯に対応し、万が一円満解決が図れない場合、対角線交渉を行う。

2. 上記第1項について各企業労使は速やかに協議を行う。

各企業労使協議が円満解決に至ったことで以て2019年5月9日付「協定書」第5項についての履行確認とする。

以 上

2020年2月20日

一般社団法人日本港運協会
港湾荷役事業経営者協議会
議長 鶴見 勝也



港湾荷役事業関係労働組合協議会
議長 竹内 勝也

